

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月26日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬戸 元

1 監査の実施期間

令和7年1月9日(木)から令和7年2月26日(水)まで

2 監査の対象部課等

企業局（企業管理課、上水道課、下水道課）

3 監査の対象及び範囲

企業局（企業管理課、上水道課、下水道課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和6年10月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、企業局の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

## 6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 7 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

## 検討改善事項

### 企業管理課

#### 1 飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金について（局長指摘事項）

飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金を周知するために、飯塚市ホームページに制度を掲載しているが、掲載されている飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金交付要綱（平成 31 年飯塚市企業局告示第 7 号）を確認したところ、最新の要綱に更新されていなかった。

市民に対して制度を周知するものであるため、要綱等の改正を行った場合は、最新の情報に更新を行うこと。

#### 2 飯塚市企業局工事請負等業者選考委員会の答申について（局長指摘事項）

飯塚市企業局工事請負等業者選考委員会規程（平成 18 年飯塚市企業管理規程第 13 号）第 8 条において、「委員長は、会議の審議結果を企業管理者に答申しなければならない」旨が規定されている。

しかしながら、飯塚市企業局工事請負等業者選考委員会（以下「委員会」という。）は、企業管理者に答申を行う際に、委員会の名称中「工事請負等」を「工事請負」と記し、「飯塚市企業局工事請負業者選考委員会」として審議結果を答申していた。

今後は、同規程に基づき、適切な事務処理を行うこと。

#### 3 文書管理について（局長指摘事項）

##### (1) 配布文書等の処理について

飯塚市企業局事務取扱規程（平成 18 年飯塚市企業管理規程第 3 号）第 8 条によれば、「文書の收受、発送、保管その他取扱いについては、飯塚市文書管理規程の例による。」と規定されている。

また、飯塚市文書管理規程（平成 24 年飯塚市訓令第 4 号）第 21 条第 2 項第 2 号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関する事項、回覧の種別（供覧又は決裁の別）及び決裁欄の設定（合議欄を含む。）」と規定されている。

しかしながら、公文書に記載すべき、文書分類、保存期間、公開区分等が未記入になっているものが見受けられた。

今後は、同規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

## (2) 文書の情報公開区分について

飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）第 2 条において、企業管理者は同条例の実施機関とされ、同条例第 3 条第 1 項では、「実施機関は、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」と規定されている。

また、同条例第 8 条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第 1 号は個人に関する情報、同条第 2 号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。

## 上水道課

### 1 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）第 2 条において、企業管理者は同条例の実施機関とされ、同条例第 3 条第 1 項では、「実施機関は、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」と規定されている。

また、同条例第 8 条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第 1 号は個人に関する情報、同条第 2 号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。

## 下水道課

### 1 決裁について（局長指摘事項）

飯塚市企業局事務取扱規程（平成 18 年飯塚市企業管理規程第 3 号）別表第 1（第 4 条関係）によれば、「1 件 100 万円以上の委託業務及び修繕業務検査報告に関すること」は、次長専決事項とされている。

しかしながら、100万円以上の委託業務検査報告を課長決裁としているものが見受けられた。

今後は、同規程に基づき適切な事務処理を行うこと。

## 2 飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業補助金について（局長指摘事項）

飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（令和3年飯塚市企業局告示第6号）第6条によれば、「申請者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。」と規定され、添付書類として同条第6号に「小型浄化槽機能保証登録証」が掲げられている。

しかしながら、飯塚市のホームページに掲載されている補助金交付申請書の様式は、同要綱改正前の条項及び文言が使用されたままになっており、「飯塚市企業局浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。」、添付書類欄には「小型合併処理浄化槽機能保証登録証」と記載されていた。

早急に同告示に則った補助金交付申請書の整備を行うとともに、今後は要綱等改正時には、様式に記載している条項等の見直しも行うこと。

## 3 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）第2条において、企業管理者は同条例の実施機関とされ、同条例第3条第1項では、「実施機関は、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」と規定されている。

また、同条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、同条第2号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、個人の住所及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。